

令和3年第8回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年8月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
3番	櫻井 二子	4番	吉田 高雄
5番	永井 伸治		
7番	杉村 由幸	8番	瀧 信義
9番	山田 英茂		
11番	後藤 広高	12番	山内 則彦
13番	浅野 早苗	17番	近藤 豊光
15番	渡邊 晃一		
17番	近藤 豊光	18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6番	永井 龍右	10番	長谷川 淳一
16番	田中 倫雄		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広		

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主任	西川 敦
----	-------	----	------

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から、令和3年第8回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、永井 龍右、長谷川淳一委員、永井伸治委員、田中倫雄委員で、永井伸治委員につきましては、所用で遅れるという事で現在4名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

8月も終わりに近づきましたが、まだまだ暑い日が続きます。皆様方におかれましては、健康管理には十分に留意され、お過ごしいただきたいと思います。

それでは、只今から、令和3年第8回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、4番吉田高雄君、6番永井龍右君を指名いたします。

次に日程第2 議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 2,842 m²の農地を経営しており、個人で年間 60 日、世帯では 260 日農業に従事しています

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部登記地目と現況地目が異なります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 13,242 m²の農地を経営しており、個人で年間 250 日、世帯では 700 日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 41,328.63 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 1460 日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 3,194.61 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 600 日農業に従事しています。

4 ページをお願いいたします。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 14,396 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 900 日農業に従事しています。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 7,119 m²の農地を経営しており、個人で年間 60 日、世帯では 410 日農業に従事しています。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在2,060㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では380日農業に従事しています。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在13,305㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では300日農業に従事しています。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在11,914.91㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しています。

(番号10申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在6,663㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では900日農業に従事しています。

(番号11申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在6,638㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では250日農業に従事しています。

番号12番と13番は受人が同一であるため一括で説明させていただきます。

(番号12,13申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模

拡大をするものです。

受人は現在 17,764.10 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 700 日農業に従事しています。

6 ページをお願いします。

申請件数は合計 13 件、移動の土地は、田 7 筆 4,323 m²、畑 19 筆 5,011.29 m²、合計 9,334.29 m²です。

以上 13 件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限により、渡邊晃一委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 42 号買受適格証明願（農地法第 3 条）について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 7 ページをお願いします。議案第 42 号買受適格証明願（農地法第 3 条）について買受適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第 28 条第 1 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

8 ページをお願いします。

(番号 1 申請地、地目、面積、申請事由朗読)

申請人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

申請人は、現在 3,145 m²の農地を経営しており、個人で年間 200 日、世帯では年間 400 日農業に従事しています。

こちらの公売は稲沢市が行うもので、入札日は令和 3 年 10 月 19 日で、同日開札日となっております。

9 ページをお願いします。

証明願いは1件、畑 88 m²です。

以上1件の申請につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者であると判断します。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第42号買受適格証明願（農地法第3条）については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第4議案第43号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10 ページをお願いします。議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

(番号1申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは農業用倉庫を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは太陽光発電を設置します。農地区分は第2種農地です。

12 ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、2件転用の土地は、畑1筆 420 m²、田1筆 268 m² 合計 688 m²です。

以上4条の申請2件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第43号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

13ページをお願いします。議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。先に所有権移転案件から説明させていただきます。14ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらはデイサービスセンターを設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

14ページから17ページをお願いします。

こちらは物流倉庫を建築します。農地区分は第2種農地です。

お手元に配布してあります3枚つづりの図面をご参照ください。丸徳産業株式会社による3階建て物流倉庫の建築です。稲沢市役所から南方向に約2.5kmの位置にあります。

2枚目をお願いします。排水につきましては、建物部分については、地下雨水貯留施設に一旦集めてポンプアップにより南側に設置してあります水路に排水します。

東側駐車場の部分につきましては、東側に設置してあります水路に2か所から排水します。

3枚目をお願いします。水色部分については、建物が建つ部分です。灰色の斜め斜線がある部分については、トラックバースでコンクリート舗装です。残りの白色部分については、ア

スファルト舗装になります。また、敷地の周りには、高さ1.2mのメッシュフェンスを設置して、唯一民地との境（※部分）については、高さ1.8mの遮光フェンスを設置します。

駐車台数につきましては、トラック76台、乗用車140台です。

なお、この申請につきましては、申請地の面積が3,000㎡を超えるため、農業委員会の審議を経て9月7日に愛知県の常設審議委員会へ再度諮る予定です。

17ページをお願いします。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、18ページをお願いします。ここからは、権利設定の案件です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、19ページの総括表をご覧ください。5条の申請件数は10件、転用の土地田29筆22,630㎡、畑24筆9,441㎡ 合計32,071㎡です。

以上5条申請10件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案20ページをお願い致します。

議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

21ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は6筆 使用貸借権の設定1筆です。

貸借期間は令和3年10月1日から令和13年12月31日です。

22ページ総括表をお願いします。

田1筆794㎡、畑6筆2,643㎡、合計7筆3,437㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第46号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

る農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 23 ページをお願い致します。

議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

24 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は 6 筆、使用貸借権の設定 1 筆です。

貸借期間は令和 3 年 10 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日です。

25 ページ総括表をお願い致します。

田 1 筆 794 m²、畑 6 筆 2,643 m²、合計 7 筆 3,437 m² になります。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 8 議案第 47 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 26 ページをお願いします。

議案第 47 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

27 ページをお願いします。

(番号 1 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日、取得農地経営開始日を朗読)
これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

28 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1 件

田 6 筆 1,947 ㎡、畑 3 筆 1,224 ㎡ になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 47 号相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これをもちまして、令和3年第8回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 33 分閉会

令和3年第8回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年8月25日 産業会館大会議室

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

3番委員

櫻井 二子

7番委員

杉村 由幸